

## 京の伝統産業における特許技術

○中谷 隆志 (京都工芸繊維大学 工芸科学部 先端科学技術課程)  
 稲岡 美恵子 (京都工芸繊維大学 創造連携センター)

### 1. はじめに

現代のものづくりにおいて、特許が深く関わりを持つ。特許法の目的は「この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする。」と特許法第1条に定められている。また第29条では特許の要件として、新規性、進歩性、産業上利用可能性、ということが掲げられている。平たく言えば、新しい技術を保護することと言える。

京都のものづくりといえば、まず思い浮かぶのが伝統産業である。伝統産業とは、伝統的な技術と原材料を使って工芸品などを生産する産業である。国指定の伝統的工芸品は全国に218品目、そのうち京都には西陣織、京友禅、清水焼を代表とする17品目あり、都道府県別で最多となる。

伝統産業の生産者数は年々減少するとともに、平成23年の生産量はピーク時と比較して西陣織では9.5%、京友禅では2.9%まで減少している<sup>2)</sup>。年々減少する伝統産業を絶やさぬために時代の変遷に合わせ、伝統の技を守りながら新しい技術・技法を取り入れることにより、京都の伝統産業を活性化させる動きもある。ここで、最初に述べたように特許とは新しい技術であることが求められる。対して、新しい技術を取り入れているとはいえ、伝統産業とは古くから伝わる技術である。その伝統産業を特許法で保護するというのは、一見矛盾しているのではないだろうか。そこで、京都の伝統産業における新技術の特許出願はされているのか、出願されていればどのような技術があるのか、ということ調査する。

### 2. 調査概要

今回は、京都の伝統産業のうち「京友禅」を取り上げる。京友禅とは元禄時代に誕生した主に着物の模様を染色する技法である。京友禅には「手描友禅」と「型友禅」があるが、型友禅の工程を簡単に説明すると

図案→型彫り→型置き→地染め→蒸し→水洗→湯のし→完成<sup>3)</sup>

という流れで、これらの工程は分業となっている。

京友禅の技術の特許出願を調査するために、データベースとして「JP-NET」を利用した。

検索期間：1983年1月1日～2014年9月10日

検索対象：公開特許公報、公表特許公報、再公表特許公報  
 公告特許公報、特許公報

※出願ベース検索（公開・登録が両方発行されている場合、登録のみヒットする）

検索項目：全文の語句「友禅」 AND 出願人住所「京都府」

ヒットした件数：65件

### 3. 考察

検索期間・検索対象の条件を同じにして、全文の語句「友禅」のみでヒットした件数は235件であり、そのうち出願人住所が「京都府」のものは65件となっており、全体の1/4以上を占めている。加賀友禅のように他の都道府県でも友禅の技法は用いられており、1つの府で1/4以上を占めているのは多いと言える。

出願後の内訳は、未審査請求による取下げが21件、特許登録が30件、拒絶査定が13件、出願から3年以内が1件となっている。

拒絶査定のうち拒絶理由、補正の有無を右の表1に示す。

表1の拒絶理由では新規性なしがほとんどを占めているが、古くから伝わる技術である伝統産業であるので、新規性をクリアすることの難しさが表れている。

拒絶理由	件	補正の有無	件
29条1項(新規性なし)	10	意見書	1
29条2項(進歩性なし)	1	補正書、意見書	4
36条(記載不備)	1	無し	9
29条+36条	2		

表1 拒絶査定の詳細(1つの出願につき複数の拒絶理由を含む)

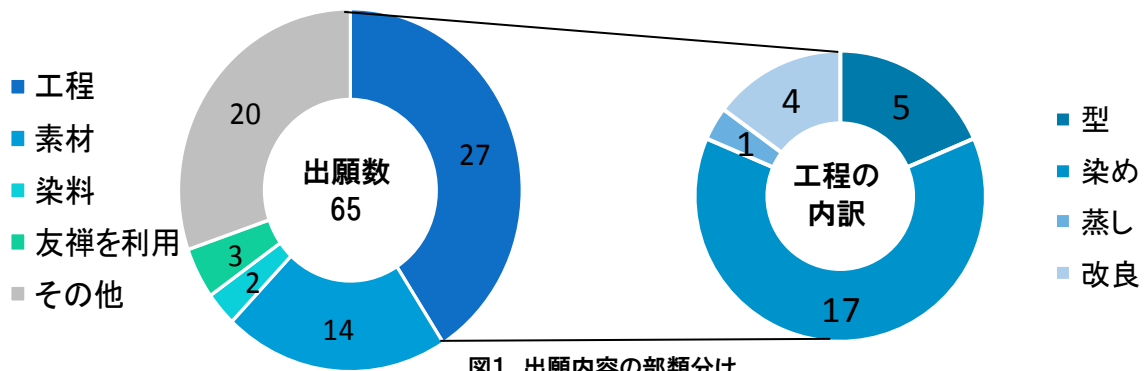


図1 出願内容の部類分け

図1の出願内容の部類分けは、各公報を読み独自で部類分けしたものである。大きく「工程」「素材」「染料」「友禪を利用したもの」と分け、工程をさらに「型」「染め」「蒸し」のそれぞれに関するものと「工程を改良、新しくしたもの」に分けている。京友禪は多くの複雑な工程が特徴であるとも言えるので、工程に関する出願が多いことにもうなずける。

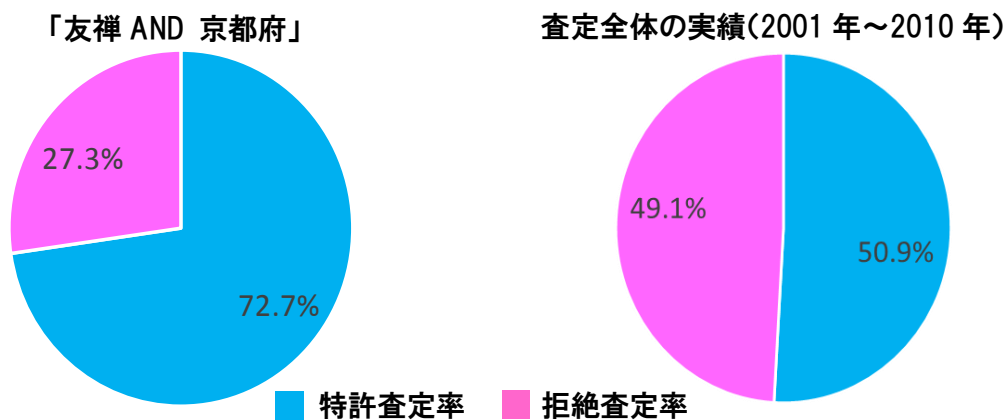


図2 特許査定率の比較

特許査定率 = 特許査定件数 / (特許査定件数 + 拒絶査定件数 + FA 後取下げ・放棄件数)

※FA: ファーストアクション。審査官による審査結果の最初の通知

図2の特許査定率の比較は、「友禪 AND 京都府」の特許出願と、日本の特許庁の査定全体との比較である<sup>4)</sup>。全体では特許査定の割合がほぼ半分であるのに対し、「友禪 AND 京都府」では3/4近くが特許査定されている。近年の2013年では出願人による特許出願の厳選に伴い、全体での特許査定率は69.8%<sup>4)</sup>と高くなっているが、京都の友禪における特許に対する意識は調査開始当時から高かったことがうかがえる。

#### 4. まとめ

以上の京友禪を調査した結果より、京都の伝統産業を守る方法の一つとして新技術を取り入れ、特許出願については工程に関する技術を多く出願していることが分かった。これは伝統産業を受け継ぎ、絶やすことなく守っていく姿勢の一部と言える。

伝統産業における新しい技術の特許出願することにより、出願公開され伝統産業が広く世間に知られることになる。それは産業の発達に寄与し、伝統産業が見直され、若い世代へと受け継がれる大きなきっかけになると思われる。

今回はキーワードでの検索としたが、より細かく分けられているFタームを用いての検索も行い、また京友禪以外の西陣織や清水焼、清酒などの他の伝統産業についても同様のことが言えるのかどうか調査したい。

1) 伝統工芸青山スクエア <http://kougeihin.jp/home.shtml>

2) 経済産業省・文化庁・消費者庁：和装産業をはじめとする伝統産業の振興

3) 京都市産業観光局商工部伝統産業課・京都市教育委員会指導部学校指導課：

「わたしたちの伝統産業-1200年の京が育んだ手作りの文化とところ-」, 平成25年8月,p19

4) 特許庁：「特許行政年次報告書」2000年版-2014年版